

所得控除の一覧

所得控除の種類	所得控除の内容	控除額（計算方法など）																																
雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする家族（その年の総所得金額等が 48 万円以下の人）の生活に通常必要な資産について、災害、盗難、横領等による損失が生じた場合に受けられる控除	次のうち、いずれか多い方の金額 (1) $(\text{損失の金額} - \text{保険金などで補てんされる金額}) - (\text{総所得金額等の合計額} \times 10\%)$ (2) 災害関連支出の金額 - 5 万円																																
医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする家族の治療のために医療費を支払った場合に受けられる控除	$\text{支払った医療費} - \text{保険金などで補てんされる金額} - (\text{総所得金額等の合計額} \times 5\%)$ または 10 万円 のいずれか少ない方の金額 ※限度額は 200 万円																																
社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする家族の社会保険料を支払った場合に受けられる控除	支払った金額 ※対象となる社会保険料の例 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、その他の健康保険、厚生年金、雇用保険などの保険料																																
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づく掛金や、心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合に受けられる控除	支払った金額																																
生命保険料控除	簡易保険契約、生命保険契約、個人年金保険契約、介護医療保険契約などの保険料、または掛金を支払った場合に受けられる控除 契約の時期（旧制度契約・新制度契約）によって、控除額の計算方法が異なります。 ※簡易保険契約、生命保険契約、介護医療保険契約などは、契約に基づく保険金等の受取人のすべてをあなたやあなたの家族とするものが対象です。 ※個人年金保険契約は、契約に基づく年金の受取人をあなたやあなたの配偶者とするものが対象です。	(1) 旧制度契約（平成 23 年 12 月 31 以前の契約・更新）の場合<table><tr><th>保険料の区分</th><th>支払保険料金額</th><th>控除金額</th></tr><tr><td rowspan="3">①一般生命保険料のみ または ②個人年金保険料のみ</td><td>15,000円以下</td><td>支払保険料金額</td></tr><tr><td>15,000円超 40,000円以下</td><td>支払保険料金額 $\times 1/2 + 7,500$円</td></tr><tr><td>40,000円超 70,000円以下</td><td>支払保険料金額 $\times 1/4 + 17,500$円</td></tr><tr><td></td><td>70,000円を超える場合</td><td>一律 35,000円（限度額）</td></tr><tr><td>①・②両方あり</td><td></td><td>①・②の控除金額の合計額（限度額70,000円）</td></tr></table> (2) 新制度契約（平成 24 年 1 月 1 日以降の契約・更新）の場合<table><tr><th>保険料の区分</th><th>支払保険料金額</th><th>控除金額</th></tr><tr><td rowspan="3">③一般生命保険料のみ または ④個人年金保険料のみ または ⑤介護医療保険料のみ</td><td>12,000円以下</td><td>支払保険料金額</td></tr><tr><td>12,000円超 32,000円以下</td><td>支払保険料金額 $\times 1/2 + 6,000$円</td></tr><tr><td>32,000円超 56,000円以下</td><td>支払保険料金額 $\times 1/4 + 14,000$円</td></tr><tr><td></td><td>56,000円を超える場合</td><td>一律 28,000円（限度額）</td></tr><tr><td>③～⑤のうち複数種類あり</td><td></td><td>③～⑤の控除金額の合計額（限度額70,000円）</td></tr></table> (3) (1)・(2) 両方ある場合 新・旧制度の双方で控除の適用を受ける場合、一般生命保険料および個人年金保険料の控除額は (1)・(2) で計算した控除額の合計額です（※一般・個人それぞれ限度額は 35,000 円）。	保険料の区分	支払保険料金額	控除金額	①一般生命保険料のみ または ②個人年金保険料のみ	15,000円以下	支払保険料金額	15,000円超 40,000円以下	支払保険料金額 $\times 1/2 + 7,500$ 円	40,000円超 70,000円以下	支払保険料金額 $\times 1/4 + 17,500$ 円		70,000円を超える場合	一律 35,000円（限度額）	①・②両方あり		①・②の控除金額の合計額（限度額70,000円）	保険料の区分	支払保険料金額	控除金額	③一般生命保険料のみ または ④個人年金保険料のみ または ⑤介護医療保険料のみ	12,000円以下	支払保険料金額	12,000円超 32,000円以下	支払保険料金額 $\times 1/2 + 6,000$ 円	32,000円超 56,000円以下	支払保険料金額 $\times 1/4 + 14,000$ 円		56,000円を超える場合	一律 28,000円（限度額）	③～⑤のうち複数種類あり		③～⑤の控除金額の合計額（限度額70,000円）
保険料の区分	支払保険料金額	控除金額																																
①一般生命保険料のみ または ②個人年金保険料のみ	15,000円以下	支払保険料金額																																
	15,000円超 40,000円以下	支払保険料金額 $\times 1/2 + 7,500$ 円																																
	40,000円超 70,000円以下	支払保険料金額 $\times 1/4 + 17,500$ 円																																
	70,000円を超える場合	一律 35,000円（限度額）																																
①・②両方あり		①・②の控除金額の合計額（限度額70,000円）																																
保険料の区分	支払保険料金額	控除金額																																
③一般生命保険料のみ または ④個人年金保険料のみ または ⑤介護医療保険料のみ	12,000円以下	支払保険料金額																																
	12,000円超 32,000円以下	支払保険料金額 $\times 1/2 + 6,000$ 円																																
	32,000円超 56,000円以下	支払保険料金額 $\times 1/4 + 14,000$ 円																																
	56,000円を超える場合	一律 28,000円（限度額）																																
③～⑤のうち複数種類あり		③～⑤の控除金額の合計額（限度額70,000円）																																

所得控除の種類	所得控除の内容	控除額（計算方法など）		
地震保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする家族の居住用家屋・生活用動産を対象とする地震保険契約に基づく保険料や掛金を支払った場合に受けられる控除 ※平成 18 年末までに締結した長期損害保険料（保険期間が 10 年以上で満期返戻金があるもの）も控除の対象です。	保険料の区分	支払保険料金額	控除金額
		①地震保険料のみ	50,000円以下	支払保険料金額×1/2
			50,000円を超える場合	一律 25,000円（限度額）
		②旧長期損害保険料のみ	5,000円以下	支払保険料金額
			5,000円超 15,000円以下	支払保険料金額×1/2+2,500円
		①・②両方あり	15,000円を超える場合	一律 10,000円（限度額）
				①・②の控除金額の合計額（限度額25,000円）
ひとり親控除	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、あなたが次の要件を<u>すべて満たす</u>場合に受けられる控除 ①生計を同一にする子（総所得金額等が 48 万円以下）を有すること ②あなたの合計所得金額が 500 万円以下 ③あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の方がいない	30万円		
寡婦控除	あなたの合計所得金額が 500 万円以下で、次のいずれかの要件を満たす場合に受けられる控除 ①夫と死別、あるいは夫が生死不明 ②夫と離別、かつ扶養親族を有する	26万円		
勤労学生控除	あなたが高等学校・大学などの学生で、合計所得金額が 75 万円以下であり、かつ自己の勤労に基づく事業所得、給与所得、退職所得、雑所得以外の所得の合計が 10 万円以下の場合、受けられる控除	26万円		

所得控除の種類	所得控除の内容	控除額（計算方法など）																						
障害者控除	（あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）で合計所得金額が 48 万円以下（※1）の方を同一生計配偶者という。） あなたやあなたの同一生計配偶者・扶養親族が障がい者である場合受けられる控除 ※障がい者の範囲 前年の 12 月 31 日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、次のいずれかに該当する精神や身体に障がいのある人です。 ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている人 ・精神保健指定医などにより、知的障がい者と判定された人 ・65 歳以上の人で障がいの程度が障がい者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている人 など ※重度の障がいがある人（療育手帳 A、身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級など）は、特別障害者控除が受けられます。	<table><tr><th>区分</th><th>本人が障がい者</th><th colspan="2">同一生計配偶者または扶養親族が障がい者（1人あたりの控除額）</th></tr><tr><td>障害者</td><td></td><td colspan="2">26万円</td></tr><tr><td>特別障害者</td><td></td><td colspan="2">30万円</td></tr><tr><td>同居特別障害者</td><td></td><td colspan="2">53万円</td></tr></table>				区分	本人が障がい者	同一生計配偶者または扶養親族が障がい者（1人あたりの控除額）		障害者		26万円		特別障害者		30万円		同居特別障害者		53万円				
	区分	本人が障がい者	同一生計配偶者または扶養親族が障がい者（1人あたりの控除額）																					
障害者		26万円																						
特別障害者		30万円																						
同居特別障害者		53万円																						
配偶者控除	（あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）で合計所得金額が 48 万円以下（※1）の方を同一生計配偶者という。） 配偶者控除とは、同一生計配偶者がいて、かつあなたの合計所得金額が 1,000 万円以下（※2）の場合にうけられる控除。配偶者が 70 歳以上の場合は、老人控除対象配偶者となる。 ※1 配偶者の合計所得金額が 48 万円を超えて 133 万円以下の場合は、配偶者特別控除の適用を受けることができます。 詳しくは「配偶者特別控除」の項目をご覧ください。 ※2 あなたの合計所得金額が 1,000 万円を超えた場合は、配偶者控除を受けることはできませんが、同一生計配偶者がいることを申告することができます。	<table><tr><th rowspan="2">配偶者の年齢</th><th colspan="4">あなたの合計所得金額</th></tr><tr><th>～9,000,000円</th><th>9,000,001円～9,500,000円</th><th>9,500,001円～10,000,000円</th><th>10,000,001円～</th></tr><tr><td>70歳未満</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td><td>適用なし</td></tr><tr><td>70歳以上</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td><td>適用なし</td></tr></table> ※配偶者の年齢は、前年の 12 月 31 日時点（前年中に死亡した場合は死亡の時点）で判定します。				配偶者の年齢	あなたの合計所得金額				～9,000,000円	9,000,001円～9,500,000円	9,500,001円～10,000,000円	10,000,001円～	70歳未満	33万円	22万円	11万円	適用なし	70歳以上	38万円	26万円	13万円	適用なし
配偶者の年齢	あなたの合計所得金額																							
	～9,000,000円	9,000,001円～9,500,000円	9,500,001円～10,000,000円	10,000,001円～																				
70歳未満	33万円	22万円	11万円	適用なし																				
70歳以上	38万円	26万円	13万円	適用なし																				

所得控除の種類	所得控除の内容	控除額（計算方法など）				
配偶者特別控除	あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）の合計所得金額が 48 万円を超えて 133 万円以下の場合で、あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下の場合、あなたと配偶者の所得に応じて受けられる控除 ※配偶者があなたを対象として配偶者特別控除を受けている場合は適用できません。	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額			
			～9,000,000円	9,000,001円～9,500,000円	9,500,001円～10,000,000円	10,000,001円～
		480,001～1,000,000円	33万円	22万円	11万円	適用なし
		1,000,001～1,050,000円	31万円	21万円	11万円	適用なし
		1,050,001～1,100,000円	26万円	18万円	9万円	適用なし
		1,100,001～1,150,000円	21万円	14万円	7万円	適用なし
		1,150,001～1,200,000円	16万円	11万円	6万円	適用なし
		1,200,001～1,250,000円	11万円	8万円	4万円	適用なし
		1,250,001～1,300,000円	6万円	4万円	2万円	適用なし
		1,300,001～1,330,000円	3万円	2万円	1万円	適用なし
		1,330,000円を超える場合	適用なし	適用なし	適用なし	適用なし
扶養控除	あなたが扶養親族（合計所得金額が 48 万円以下）を有する場合に受けられる控除 ※扶養親族の年齢は、前年の 12 月 31 日時点（前年中に死亡した場合は死亡の時点）で判定します。	(1) 一般扶養親族 …… 3 3 万円				
		(2) 特定扶養親族（19 歳以上 23 歳未満） …… 4 5 万円				
		(3) 老人扶養親族（70 歳以上） …… 3 8 万円				
		(4) 同居老親等扶養親族（70 歳以上かつ、同居している祖父母等） …… 4 5 万円				
		(5) 年少扶養親族（16 歳未満） …… 0 円				
基礎控除	合計所得金額に応じて受けられる控除	合計所得金額		控除額		
		2,400万円以下		43万円		
		2,400万円超 2,450万円以下		29万円		
		2,450万円超 2,500万円以下		15万円		
		2,500万円を超える場合		適用なし		